

第十三回国会
衆議院

地方行政委員會議録第六十九号

昭和二十七年六月十四日(土曜日)
午後零時五分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事河原伊三郎君 理事野村孝太郎君

理事床次 徳二君 理事門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君

門脇勝太郎君 川本 宋治君

佐藤 親弘君 前尾繁三郎君

鈴木 幹雄君 藤田 義光君

大矢 省三君 立花 敏男君

八百板 正君 大石ヨシエ君

出席政府委員

地方自治行政次官 藤野 繁雄君

総理府事務官(地方自治局長) 鈴木 俊一君

総理府事務官(地方自治局長) 長野 士郎君

行政課長 奥野 誠亮君

地方自治行政次官 奥野 誠亮君

地方自治行政次官 佐久間 彌君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

六月十三日

委員田淵光一君辭任につき、その補
欠として寺本彌君が議長の名で委
員に選任された。

本日の會議に付した事件

地方公営企業法案(内閣提出第一
五号)

○金光委員長 これより會議を開きま
す。

地方公営企業法案を議題といたしま
す。質疑を許します。八百板正君。

「委員長退席、野村委員長代理着
席」

○八百板委員 すでに同僚議員の質問
によつて、明らかにせられてお
りますので、一、二の点についてだ
けお尋ねたいと存じます。第二
條の關係でございすが、附帶する事
業という場合に、水道事業との關連に
おいて考えますとき、上水、下水の
關係はどういうふうにお考えになつて
おられますか。事實上上水は水道事
業の収入源になつておるのでござい
ましようが、下水の場合は収入の確保の
道がないのでございまして、この上
水、下水をそれぞれ一本にしたかつた
ならば、事業上下水の公共衛生の仕事
が果せないという問題があるかと思
うのでございすが、こういうふうな点
をどういうふうにお考えになつており
ますか、御説明をいただきたいと存
じます。

○奥野政府委員 下水の事業をどうい
う性格のものとするかという点につ
きましては、多少人によつて意見が異
なるかも知れませんが、しかしながら
厳格に申し上げまして、下水道事業と
いうものを、はたして独立採算制でや
つて行けるかどうかということになり
ましたら、非常に疑問だと思つており
ます。現に下水道事業をやつており
ますところにおきましても、大体維

持管理費程度のもので下水使用料でま
かなつておるところがございすけれ
ども、それを越えまして建設費ないし
減価償却費というものも下水道使用料
でまかなつております団体は少ない
わけではございません。従いまして下水
事業というふうなものは、第二條の一
項に掲げております事業と多少趣き
を異にするだらうと考えまして、強制
的に地方公営企業法を適用いたさな
かつたわけでありまして、しかしながら現
に下水道事業を、水道事業を所管して
おります部局におきまして、あわせ
て所管しておりますところもござい
ますし、そうした方が事業が關連して
おりますだけに、便利な場合も多か
らうと思つたのであります。そういうよ
うな趣旨で第二項を設けまして、條例
で定めざる場合には、もとより下水
道事業につきましても、地方公営企業
法を適用することができることになる
わけでありまして。

○八百板委員 それから職員の数で
ございすが、第二條關係の適用にな
る対象と、適用からはずれる対象との
数の關係、なるたけやるならばよくや
つた方がいいという考えを持つておる
のですが、この対象は、たとえば水道
事業を五十人とした場合、軌道事業を
百人とした場合、自動車と、それらを
地方鉄道と百人とした場合、それらを
それと、たとえば水道を三十人に
し、軌道を五十人にし、自動車を五十
人にする、地方鉄道などを五十人にす
るというふうに入数を下げた場合に、

適用關係がどんなふうになつて来るで
しょうか、なるたけ適用を広くした方
がいいだらうという意見があるもので
ございすが、こういうふうな点をどん
なふうにお考えになつておるか、少し
明らかにしていただきたいと思いま
す。

○奥野政府委員 適用の範圍をどこま
で広げるかという点につきまして
は、いろいろ問題がございす。現に
ここに規定しておりますように、水
道事業におきまして五十人以上の職員
を常時雇用しております場合には、
この地方公営企業法を強制適用する
という点につきましても、かなり無理
があるのじやないかというふうな意見
も、地方公共団体側に相当出ているわ
けであります。といひますのは、この
法律を適用いたします場合には、まず
企業の長に對しまして、相当大幅な權
限を與えるわけでありまして、それに
ふさわしい人がただちに得られるかど
うかというふうな問題、あるいはまた
企業會計に従つた經理の仕方をして行
かなければならぬ。今まで官公庁の
予算様式にのつとりまして、現金主義
の會計をやつておりましたものを、企
業會計の方式に切りかえますにも相当
の熟練を要するわけでありまして。従
いまして、そういうことから考えま
す、強制適用をいたします部分は、な
るたけ規模の大きいものに、もつと引
上げた方がよろしいのではないかと
いうような議論も起るわけでありま
す。この法律のねらつております趣

旨を、すみやかに達成して行きますた
めには、今お話になりましたように、
なるたけ広い企業に適用した方が望ま
しいというふうな見地もあるわけで
ございすので、そういうところから、
この程度の範圍に強制適用する。しか
しそれ以下のものでありまして、そ
の地方公共団体が好むならば、この地
方公営企業法の定めるところに従つた
經理の仕方なり、あるいは権限の委任
なんか行われるような仕組みをとつた
わけでありまして。

○八百板委員 そうしますと、政令に
定める基準に従つてということを決
め、そのあとでそれ以外の企業とい
うものをうたつておられますが、そうい
うことは、今お話のような取扱ひと申し
ますか、運営を考え、予想した上
の文字と理解してよろしうございま
すか。

○奥野政府委員 その通りでありま
す。

○八百板委員 それからこれは條文と
いうよりも、全体の考え方の上にお伺
いしておかなければならぬという点で
ございすが、この法律案を提出し
たしました理由として、いわゆる公共
の福祉と經濟性の發揮ということをう
たつておりますが、考えてみますと、
經濟性の發揮と申しまして、
經濟性の發揮そのものが目的であるとい
う場合はないだらうかと思つてありま
す。經濟性の發揮が何のために必要な
のか、何を目標にして經濟性の發揮を
理由として強調しておるか、こういう

点を、法案全体の考え方としてちよつと伺つておきたい。

○奥野政府委員 御承知のように、地方公共団体の行為を律する法律といったしまして、地方自治法でありますとか、地方公務員法でありますとか、あるいは地方財政法等々の法律があるわけでありまして、その場合に、地方公共団体の行為というものは、どういふものを考へているかといひます場合には、大体権力的な行為を考へているわけでありまして、しかしながらこの種の企業は、その種の地方公共団体の権力的な行為とは、かなり趣を異にしてゐるわけでありまして、従ひまして、この種の企業の行為を律する考え方というものは、一般の権力的行為を律する場合とは趣をかへて行かなければならぬといふふうに思ふわけでありまして、昨日もちよつと申し上げたわけでありまして、大體官公庁の予算というものは、なるたけ経費というものを少くして行こうといふふうな建前で考へて参るわけでありまして、と言いますのは、それらの経費はどこから財源を持つて来るかといひますと、大體国民の租税負担であります。そういったしますと、国民の租税負担をできる限り少くするために、歳出といふものをできる限り節して行かなければならぬ。こういう問題になるわけでありまして、ところがそれらの企業におきましては、できる限りサービスをよくして行かなければならぬ。従ひまして、もしバスの利用者が非常に多い場合には、自動車事業におきましますところの歳出がふえましても、いとうべきではないと思ふのであります。もし収入が得られるならば、それに應じまして歳

出はどん／＼ふやす。ある意味におきましては、歳出をふやした方が、むしろ企業の本来の目的に合致する場合もあるわけでありまして、そう考へて参りますと、公営企業におきましては、特に能率を高めるようなことを考へて行かなければならぬ。あるいは合理的な運営といふものを考へて行かなければならぬ。そういうふうなところから、やはり他の行為を律する場合の考え方とは違ひまして、公営企業におきましては、合理性、能率性を高めながら、経済的な性格に即応した運用をして行かなければならぬのじやないか。そういうふうな趣旨におきまして、第三條の企業原則の中に、経済性の發揮を試みなければならぬといふふうな規定を置いたわけでありまして、○八百板委員 経済性の發揮といふものを、経営の合理的な運営、こういうふうな考え方から立つて考へて行きますならば、それほど問題はなからうと思ふのでございまして、しかしながらこの第三條にうたわれておりますように、地方公営企業は一方において公共の福祉の増進を考へますと同時に、他方において企業の経済性を發揮するといふ二つのねらいを迫る形になるわけでございます。そういうことになりましますと、事実上この経済性の發揮といふことは、独立採算の建前と考へ合せて行きますと、事実上これは経済性の發揮というよりも、むしろ結果において、財源の確保というふうな形に向いて行く傾向が、非常に強かるうと思ふのでございまして、そういう意味合いから、この企業法そのものの根本的な性格といふものが、非常に不明確になつて来るような点があるだらう

と思ふのであります。たとえば事業そのものが、公共の福祉を増進するため公共企業としての運営をいつぱにやつて行くのが主であつて、その公共の福祉を全からしめんがために、合理的な運用をやるというふうな考え方であるならば、当然に基本的な方向は、公共の福祉を充足するといふところに、この法の目的があるものであつて、従つてその公共の福祉のわく内における経営の合理化、ある意味では経済性、そういうものが考へられるといふように考へなければならぬと思ふのでございまして、そういうふうな点をどういふふうに考へておられるか。ことに十八條を見ますと、その辺の点が非常につきりしないような感じを強く受けるのでございまして、その点どういふふうにお考えか、明らかにしていただきたい。

○奥野政府委員 御意見にもありますように、地方公営企業といへども、もとより公共の福祉の増進といふことを、主体に考へて行かなければならぬ、これはまつたく同感であります。多少収益的な運営を重点的に考へて行くのではないだらうかといふような御懸念もあるようでありましても、そればかりに利益をあげましても、それは一般会計の方に持ち込むといふふうな建前をとつておりません場合には、そういう懸念は一応ないといふようなことが言えるのではないだらうかと思ひます。御指摘になりました第十八條には、一般会計等からこの地方公営企業会計への繰入れの規定は置いておりません。しかしながらこの地方公営企業の会計から他の会計へ繰出すといふふうな規定を置いていないわけでありま

す。言いかえれば、ここで大いに利益をあげて他の方面に使うといふふうなことは、少しもこの法律の中に予定してないわけでありまして、それに関連するような事項は何ら設けておりませんので、その点から、御懸念になりましますような点は、規定されてないといふことを、申し上げることができるとも思ひます。

○八百板委員 利益を上げて、それが一般会計に入るのだといふような考えを述べられておるようでございますが、しかし利益を上げるといふつも、料金を高くして上げる場合もございまして、安くして上げる場合もあり得るでございまして、しかしその場合に、いずれにせよその利益はそれを利用する者の負担によつてまかなわれるのでありますから、ある意味においては大衆課税的な性格になつて来るわけでございますから、そういう意味で、利益を上げて、それが一般会計へ入つて行くから、問題はないといふような考え方は、少しわれ／＼は賛成しかねるわけでございます。第十八條の關係を見ますと、言葉の上からわれ／＼が明らかにしたいと存じます点は、災害復旧その他特別の事由により必要がある場合には、つまり一般会計からここへつぎ込むことができる。しかしそれは返さなくちやいかぬ。しかしながらこの特別会計から一般会計その他の特別会計へ繰込んだ分は、もどつて来ない。こういうふうな建前になつておるわけでございますが、そうなりましますと、どうしても勢いのおもむくところ、この事業が営利的と言えないまでも、そういう利益を上げる方向に運営が行われて行くだらうといふことは必

至だらうと思ひます。その結果の収入が一般会計へ入るといたしまして、今申し上げましたように、それはやがて大衆負担の結果になるといふふうに考へますと、喜ばしい傾向とも必ずしも言えないのであります。そういうふうな点について、この十八條と全体のこの法律の方向といふものが、必ずしも公共の福祉のための公共事業の性格に合致しておらないように思ふのでございまして、この点そんなふうにはお考えにならないかどうか、もう少しお答えいただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 ただいま私が、この公営企業の会計から一般会計へ繰入れることになるのだから、必ずしもそれだけ収益本位に運営されたといふことにならないのじやないかといふふうにご答へたように、お話になつたのでございまして、そうではございませんで、この地方公営企業の特別会計から一般会計へ繰入れる規定は、置いていないといふことを申し上げたわけでありまして、一般会計から公営企業の会計へ、援助をするため、その他のために繰入れることは、十八條に書いてあるわけでありまして、しかしながらこの公営企業で利益が出たから、それを一般会計の方へ繰入れるのだといふふうな規定は、少しも置いていないわけでありまして、原則的にはそういう利益が出ました場合には、建設、改良その他に使へばよろしいわけでありまして、もとより一般会計へ繰入れることを禁止する規定も置いていないわけなのであります。しかしながら一般会計に繰入れをやるというふうな規定は、何ら置いていないわけでありまして、逆に一般会計から公営企業の会計に繰入れる

〇八百板委員　そうしますと、この十八條の二項のまん中以後の「一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならぬ」。但し、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該企業の特別会計において支出し」云云ということとは、一般会計に対してその企業の利益をつぎ込むことは、あり得ないというふうになりますと、どういう場合をさしておるかということがわからないわけですが、こういう点、どういうふうに考えますか。

○農野政府委員 第十八條の第二項は、たとえば一般会計から水道会計へ繰入れておつたといひました場合に、それを繰りもどしをしなければならぬという規定を置いているわけがあります。しかしながら但書で、特別の場合には繰りもどさないでよろしい、水道の会計から一般会計へ繰りもどしをしなくてもよろしいということを書いてあるわけでございます。どういう場合かといいますと、たとえば水道会計で防火関係の施設を直接維持管理して行く。これは元来一般会計の消防費が何かで負担すべきものであります。それを水道会計に負担して行きます場合には、一般会計から水道会計へ繰入れをする場合があるわけであります。そういうものは何も繰りもどしをする必要はない。あるいはまた先ほど出ました下水事業を水道会計で運営させる。下水事業は元来独立採算で

○八百板委員　そうすると、この第十八條の但書の、一般會計において支出すべきものを、当該企業の特別會計において支出した場合という、その場合における一般會計というのは、通常言ふところの一般會計に関する繰入れというものではない、そことの区別はどういうふうにお考えになつておりますか。

○奥野政府委員 たとえば水道会計で、元来消防関係の活動に資するような経費を負担させておつたといつたします。そのためには一般会計から相当の繰入金を水道会計に行うだろうと思ひます。そのことが、但し一般会計において支出すべきもの、すなわち一般会計の消防費において支出すべきものを、この水道の特別会計において支出した、その特別会計において支出したことによりますところの一般会計からの繰入金につきましては、繰りもどしをしないのでよろしい、こう書いてあるわけであります。むしろこれは公営企業を保護する意味の規定でございます。

○八板委員 お話のように考えれば、そういうふうに考えられるのであります。しかしながらこの文字だけから申しますならば、一般会計のいわゆる一般的な支出についても、当然企業

○農林政府委員　できるだけいい問題でありませんで、そういう趣旨の規定はないわけであります。二項の本文の、繰入金は繰入れた一般会計の方に繰りもどしをしなければならぬということに關する例外規定として、一般会計から水道会計に繰入金を受けました場合には、その繰入金は原則的に一般会計に返さなければなりません。が、但しこういう場合には返さぬでもよろしいという意味で、但書を置いておるわけであります。

○八百板委員　それから十八條の初めに「災害の復旧その他特別の事由に因り」ということがございますが、さらにあとの方に「その他特別の事由に因る繰入金」というふうに、「特別の事由」という文字をそれ／＼使っておりますが、この一般会計から特別会計に支出する場合の災害復旧その他特別の事由による場合というのは、その場合は「予算の定めるところにより」ということになりますから、当然議会の拘束を受けることになるだろうと思ひますが、この「災害の復旧その他特別の事由」ということは、一般的な経営不振による企業の困難とか、そういうふうなものも含むということになるのではありませんか。それとも何か災害復旧と並んだような特別の場合のみ、そういうことが可能であつて、一般的な場合にはそれはできない、そういうふうに見えるべきなのでございますか、その点をひと……。

○野村委員長代理 立花敏男君。
○立法委員 それではこの間公営企業法案そのものについて質問しておいたのでありますが、公営企業労働関係法との關係をひとつ質問しておきたいと思ひます。

大体は八百板君からも質問があつたと思いますが、非常に營利的な形態をとつておつて、第三條にいつておる経済性という問題が、経営の基本的な精神になつてゐる。そういたしますと、結局公営企業は名ばかりで、實際

は私企業と何らかわりがない。都電とあるいはそのらの私鉄と、あるいは都営バスとこれらの私営のバスと、何らかわりがないことになっております。しかるにそこに働いておる労働者だけ、地方公務員というわくで縛つて行かうというところに、私は基本的な矛盾があるのではないかと思います。この矛盾をどう考えておられるのか。企業自体は経済性を主張し、営利的な私企業と何らかわらない形態をとりながら、労働者だけは公務員のわくで縛つて行かう。争議権を剣奪し、団体交渉を制限し、しかも非常に苛烈なる労働運動に対する制限をやつておる。これを一体どう考えておられるのか、根本的な矛盾をひとつただしておきたいと思ひます。

○奥野政府委員　どの範囲まで地方公営企業法案を適用するかという問題は、地方公営企業労働関係法案の問題とちがふところがあります。そこは

ようなことを企図しているように議論されておりますけれども、昨日来しはしばしば申し上げましたように、第三條におきまして、公共の福祉の増進を主体に考えておるわけであります。また、公営企業というもののにつきましても、ものによりましていろいろと差があるわけであります。先ほども八百板さんに申し上げておつたのであります。が、水道事業等につきましては、これはやはり独立採算をとれるものではないのであつて、一般会計において相当

経費を負担して行かなければならぬ。また現にそうしているのであります。使用料収入で決してそれらの収支がまかなえない。またまかなつていないというふうな事情にありますことも、御了承願つておきたいと思ひます。

○立花委員　今のお話の水道ですが、水道などは、特に私は独立採算制をとつてゐる、あるいは経済性を基本原則とする、あるいは水道などはほんとうにこれは日光と同じなので、あるいは空気と同じ、日常生活そのものになつてゐるわけです。こういうものを私企業と同じような経済性を原則とした営利的な形態をとるといふことは、これは根本的間違ひである。これは私は当然だと思ひます。しかもそういうことをあえて、私企業と同じような形にしない、なお従業員だけは公務員という

本的な矛盾である。しかもそれに対して、今の答弁は何も私説明していないと思ひます。しかも奥野君の言われるには、これはそういう建前ではない、一般会計からまかなつて行くべきであるというふうなことを言つておられますが、この公営企業法案にはそういうことはありませんので、一般会計から特別会計に繰入れましたものは、必ずこれは他日返済しなければいけない、繰りもどさなければいけないという規定が明白にあるわけでありまして。しかもその道に、公営企業に利益剰余金が入りました場合には、それを一般会計に繰入れる。しかもその繰入れたものについては、何ら繰りもどしの規定がない。こうなつて参りますと、一般会計がこの公営企業の会計を食ひものにしていると言わざるを得ないと思ひます。この点をどうお考えになつておられますか。しかも一般会計は最近非常に軍事植民地的な要求が多くて、東京都でも、この月末から住民登録を開始いたしますし、今すでに警察予備隊の募集の事務を開始しております。あるいは軍事的な道路、あるいは軍事的な施設の要求があり、すでに防空施設等の要求もあり、あるいは軍事予算をまかなうための徴税の強化、周辺の農村におきましては供出の強化、こういうことが非常に大きな仕事になつて来て、一般会計がふくれ上つて来る。その一般会計を確保いたしますために、一般会計の犠牲として公営企業を圧迫して行くという考え方は、はっきり法案の中に出ておると思ひます。これはまず第一の問題ですが、そういう形態をとりながら、労働者だけは公務員のわくで縛つて行くというところは、

これはどうしても私も納得できない。その点を明確にしたいだく必要があると思ひます。それからそういう公務員に対する取扱ひ方が、やはり非常に奴隷的な扱いをしておる。これはストライキを禁止しておるだけではなしに、公正なる業務の運営を阻害する一切の行為という形で、非常に幅の広い形で組合活動を制限し、労働者としての当然の行動を制限し、あるいはさらにひどいことには、これを共謀し、あるいは扇動し、そのかしたというふうな、またたきどうにでもとれるようなあいまいな規定をつくり上げておる。しかもそれを犯しました者に対しては、労働関係法が規定いたしました一切の政治規定を拒否いたしました。我打ち的に首を切ることができるよう規定もあるわけでありまして。こうなつて参りますと、まずこの地方公営企業の労働者は、奴隷的な状態に落ちて行かざるを得ないと思ひます。軍事植民地的な一般会計の犠牲になり、しかも労働関係の取扱ひにおいては、切捨てごめんだというふうな規定に制約されまして、またたき奴隷的な状態に落ちて行かざるを得ないと思ひます。この矛盾をどうお考えになつておられますか。これでは地方の公営企業に従事しております労働者は、安んじてその職を執行して行くことはできませんし、こういう法案を出しになるに對しましては、こそつてこの労働者は反対せざるを得ないと思ひますが、その点をどうお考えになつておられますか、ひとつ伺いたいと思ひます。

○佐久間政府委員 お尋ねの点でございますが、地方公営企業が特別会計をとりつておりまして、一般会計の犠牲になるような法制になつておるではないかという、前の点でございますが、この点につきましては、他の政府委員から前会また本日お答え申し上げておる通りでございます。私もはそうではないというふうな考へておるわけでありまして。

次に労働関係の決定につきまして、一般職員よりも不利なことになるのではないかと御懸念のようでございますが、私が、私どもの考へておりましたは、公営企業に従事しております地方公務員といたしまして、一応住民全体に奉仕するという建前から、公務員法の原則を土台にいたしておられますけれども、しかしその仕事の内容からいいたしまして、民間企業に近いものがございまして、その労働条件の決定につきましては、一般職員と違つた労働組合の結成を認め、団体交渉によつて事柄を解決させて行くという制度を取入れておるわけでございます。たとえばお尋ねの給與の点でございますけれども、この給與につきましても、第三十八條の第三項の規定におきまして、一般職員よりも団体交渉によつて定め得る余地を広くいたしておられます。なお事業の成績によりまして、一般職員よりも有利な決定がなされるような建前になつております。お尋ねの趣旨は、もしその事業がうまく行かなかつた場合には、一般職員よりも不利になるのではないかと御懸念かと思ひますが、しかしその場合には、一般会計から特別会計へ繰入れる道も開かれておきますし、また第三十八條第二項におきまして、地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給與等の事情も考慮して、定めなければならぬといふ

うことにもなつておりますし、また地方公営企業の労働関係法におきましては、その場合団体交渉によりまして、予算上、資金上に接触するものも、協約を締結ができるということと、それによる解決の道も開かれておりますので、たとい万一その理事者におきまして、若干この考へ方の足りないことがあるといひましたとしても、議会におきまして、終局的に決定になるのであります。公正な決定がなされるのであらうといふふうに考へておるわけでありまして。

○立花委員 具体的に申し上げますと、東京都には都バスだけではないに、いろいろなバスが走つております。会社経営のいろ／＼なバスが何十本となくそこを走つておる。その労働者はストライキができる。ところが都バスはストライキができない。これは納得できない。しかもその都バスの経営自体が何ら私企業の経営とかわりがないような経営形態をとりながら、しかも労働者だけは片方がストライキができ、片方ができない。これはどうしても私も納得できない。はつきりとした公営企業は、一般会計で負担して、一般会計の責任においてやるというのであれば、話はまた別ですが、私企業とかわらない経営形態をとりながら、しかも労働者だけはストライキができ、しかもこういうことはどこで一体説明なさうとするのか。私は一般行政に従事いたします地方公務員としての職員と、区別しておるのではありませんので、私企業の労働者と都バスの労働者を比較しておりますので、ここに大きな不合理があるのではないかと。これを一体どう考へておられるのか。おそらく政

府はこの二つの法案を切り離して、片一方は地方行政委員会に出し、片一方は労働委員会に出して参りましたのも、一般労働者に準じて、一般の労働問題と同じように、この労働関係を規定しようというところから出発したのだと思ひますが、やはり地方公務員として規定しようとしている、ここに大きな矛盾があるのではないかと。首尾一貫しないものがあるのじやないか。私は政府がそういう方針をとるのであれば、当然労働関係も、一般の労働者と同じような形にまで下げるべきである。こういうことを言つておるので、その点の見解をもつとはつきりと承りたいと思ひます。

○佐久間政府委員 お尋ねの点につきましては、政府としては、やはり企業職員も地方公務員であるという建前に立つておることは、先刻申し上げた通りでございます。なおただいま御指摘のような條文を原案にいたしておられます考へ方としては、この地方公営企業の職員の労働関係につきましては、公営企業の労働関係と大体同じ建前で行くのが、現行法制の上からいつて、権衡上適當であらうという考へ度をとつておる次第でございます。

○立花委員 国鉄等はあれは国家公務員ですか。

○佐久間政府委員 国鉄、専売は、嚴密な意味で、国家公務員ではございませんが、これが地方公営企業と非常に類似したておられて、こちらの方は地方公務員でございます。こちらの方は、公務員の一一般職員に近い関係にあるというふうにも考へられるのでござ

います、しかしながら、この労働関係の性質を考慮するに、公共企業体と大體同じ建前で行つて行つて、さういふような考え方をとつたのでございます。

○立花委員　そこに大きな矛盾があるのじゃないか。国鉄が公務員でないのに、なぜ都電が公務員でなければならぬのか。これはまたおかしいじゃないですか。全通とか国鉄とかの労働者が公務員でないのに、なぜ水道の従業員やあるいは都電、都バス、都営の従業員が公務員でなければならぬのか。そこに大きな矛盾があるのじゃないか。たとい国鉄や全通やその他の労働者が公務員であるとしても、一小部分であり、しかも非常に限られた範囲の仕事に従事したし、これは公務員でなくともいいというところは言えますが、国鉄や全通の連中が公務員でないのに、なぜ地方のバスや水道の従業員を公務員にしなければならぬのか。しかもそれを地方公務員というわけに縛つた労働関係法をなぜ規定しなければいけないのか。この矛盾はどうお考えになつてゐるのか。

○佐久間政府委員　国鉄、専売と、この地方公営企業につきましては、類似の点も非常に多いわけではございますが、しかしながら中央政府と地方公共団体というものの性格の上から考えて参りますと、地方公共団体は住民に対するいろいろなサービスをやる。いわゆる地方自治法に書いてあります公共事務を遂行することを本體といたして、この公営企業の内容も、地方公共団体が、さういふような住民に対するサービスを、一応本

来の任務としてやつて行かなければならぬ性質のものであるというふうに考えておるのであります。従ひまして、この地方公共団体とは性格を別にして、ちやうど国の公共企業体に準ずるような制度を立てるといふのは、適當でないというふうには私は考えておるのであります。

なおお尋ねの点でございますが、この労働関係につきましては、公共企業体の方は公務員よりもさらにゆるやかだといふふうにお考えのようであり、この点は公共企業体と同じ建前をいたしておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員　中央の公共企業体も、これは国民にサービスするものである。地方の公営企業も、これは住民にサービスする。その点では何ら本質的に違ひはない。ところが中央の公共企業体の労働者は公務員でないことを規定して、地方の公共企業に従事する者だけが公務員として規定してゐる。ここに大きな矛盾があるのじゃないか。なぜ国家の公共企業を公務員のわくからはずして、地方だけを公務員のわくで縛らなければならぬのか。この逆であつた場合には多少話がわかりますが、こういう国民にサービスする機関は公務員でないとして、なぜ地方の住民にサービスする機関のものは公務員として縛つておるのか。公務員でありながら、非常に大きな制約を受けるわけではなしに、その他の非常に大きな制約を受ける。たとえば選挙の問題にしても、さうなんです、非常に大きな制約を受ける。こういうことをなぜ地方の公営企業の場合だけに

存続せしめなければならぬのか。

○佐久間政府委員　国鉄、専売も国民に対するサービスをやる点では同じでございますが、地方公共団体の任務が、先ほど申し上げましたように、公共事務を遂行することが、その仕事の本體であるのであります。国家の場合には、むしろさういふような国民に対するサービスもやることはできるものでありますけれども、それが本来の任務だといふことは言えないのではないかと。何かその辺に相當的に違ひがあるのじゃないかというふうにお考えられるわけであり、さういふ場合におきましても、今回公共企業労働関係法の一部改正がございまして、公共企業体ではございませぬけれども、たとえば郵便の事業でありますとか、あるいは造幣の事業でありますとか、アルコール専売事業でありますとか、さういふようなものが、公共企業体に準ずる扱いにされたのであります。この地方の公営企業につきましても、大体さういふような、必ず公共企業体になければならぬというふうなことも、それらの点から考えても言えないのではないかとさういふふうに考えております。

○立花委員　今の答弁の中で、国鉄の性格と、たとえば都電等の性格と違ひがあるののではないかと云われたのであります。その何かに基いて、なお地方公営企業の労働者だけを、公務員として残しておくということですが、その何かとは一体何ですか。

○佐久間政府委員　先ほど申し上げておりますように、地方公共団体は、公共事務を遂行することが本来の任務であり、本来の性格でありますので、

その点が国家と違ふのではないかとさういふふうに考えておるわけであり、

○立花委員　それは同じことなんです。規模の範囲とか、あるいは仕事の性格とか、さういふものは違ふかもしれないが、国という団体が公営企業を経営いたしますのも、あるいは地方という自治的な団体がこれを経営いたしますのも、その点には何らかわりはない。国鉄の性格と都電の性格とは、本質的に何ら相違はないと思ひます。それを労働者だけは、片一方は公務員にし、片一方は公務員でないといふふうにするといふこと、ここにやはり大きな問題があるのじゃないか。それがあんな説明では何ら説明されてゐない。

○佐久間政府委員　私どもの考え方、地方団体の方は、地方自治法に言つております公共事務といふものが、権力的な事務でありませんで、むしろ権力を背景にしない、ほんとうに住民に對しての、な住民の福祉を増進するために施設をしてやる、サービスをしてやる、さういふのが地方公共団体の本来の性格だ。むしろ国のやりま

すことも、住民の公共の福祉を考へるわけでありませんで、そのやつております仕事の直接の目的とするところが、権力的なものでありますところ、地方公共団体と違ふのではないかとさういふふうに考えておるのであります。

○立花委員　自治体と申しますのは、言葉の通り住民がみずから自分たちの政治を行い、自分たちの行政を行つて行く、あるいは公営企業のような住民に必要な事業を遂行して行くといふのが自治体なんです。これは一つの権力

です。中央の権力と本質的にはかわらないところの民主的な一つの権力です。これが仕事をいたします場合には、当然両方の性格は同じでなければならぬ。だから自治体がさういふ機関であればあるほど、あなたの言われるように、そこに行つておられます自治体全体のサービス機関なんだから、そこに行つておられますサービス機関も、これに従属しなければならぬといふわけであらば、さういふ公営企業のように切離されては問題ではないか。一般会計と特別会計をさういふ形で切離すことは、あなた自身の論旨からいへば、矛盾にやないか。さうであればあるほど、さういふ一般会計は、さういふ公営企業をめんどろを見ないのじゃないか。この法案に規定してありますように、貸し出した金は必ず取上げる、利益があつたら取上げるが、それは返さないといふような形はとるべきじゃないか、一般会計が公営企業の会計に對して、全部の責任を負うべきじゃないか、経済性とか独立採算制とかいふものを強調いたしまして、私企業とかかわらないような経営形態をとることは、あなたの言つておられること自体からも、矛盾が出て来るのじゃないか、それをどう考へるか。

○佐久間政府委員　私どもの考えでは、この公営企業法にとつてあります経理に関するいろいろな規定も、純然たる民間のものと同じで、たゞいま御指摘になりましたような公共性を十分に考えた上で、つくられておるとさういふふうに考えております。

○立花委員　しかも公営企業体の労働者に対する賃金は、やはりその経済性あるいは独立採算制のわく内ではかや

れない、わく内で決定するという規定があります、そうなつて参ります」と、市民と労働者の対立関係が起つて来る。賃上げは料金の値上げがなければまかなえないということが建前となつて参りますので、そうなつて参りますと、公営企業の労働者と市民との対立関係をどうしても生じさせることになる。これは公営企業の労働者の賃金を、あるいは労働条件をより一層低下せしめる根本的な原因になつて来ると私は思うのです。おそらく都電あるいは都バスの労働者、あるいは市電、市バスの労働者が賃金を要求したしやと、市長はすぐさま市民に対するピラをまきまして、今の市電、市バスの経営状態では赤字になる、どういたしなくても料金の値上げをしなければいけないから、この労働者の要求は不当である。これは公共の利害に反する、労働者が不当な要求をしておるのだ、こういうふうに持つて来る口実がここにあるわけです。政府はおそらく意識的にこういう両者の対立関係を生ずるような形を、この法案で出して来ているのだと思うのでありますが、その点の矛盾を一体どうお考えになつておるのか。公営企業の労働者の賃金は、あくまでも経済性を主体とし、独立採算制を建前とした企業のわく内で決定しようと考えられておるのかどうか、これをひとつ承りたい。さいぜんの説明によりますと、そうでない協定もできるというふうに言つておられますが、これは非常に特殊な場合であり、めつたにそういうことは無いと思う。しかもこの法の建前は、わく内でそういうことを決定するという建前になつておりますので、これはなかく重大な問題

だと思えますから、その点をひとつ明確にさせていただきたい。

○佐久間政府委員 先ほども申し上げましたように、なるほどある場面においては、市民と企業職員との間に、御指摘のような懸念が起ることも考えられるかもしれませんが、しかしながらこの公営企業法の全体の経理の立て方が、他の政府委員から御説明申し上げましたように、御懸念のようなこととはなないようになっております。またかりに多少そういうような事情になつたといつたとしても、給與の種類なり、給與額決定の基準なりは、條例で定めることになっておりますは、例で現在民間事業の従事者の給與でありますとか、地方公共団体の他の職員との権衡でありますとかも、当然考慮することに相なるでありますように、また団体交渉によりまして、御指摘のような場合には、予算の更正を求めるような道も開かれておるのであります、この団体交渉、あるいはまた條例、予算等を通ずる住民全体の意思によりまして、適正な結着を見ることが出来るであらうというふうに予想いたしておるわけであります。

○立花委員 たとい條例で決定し、団体交渉でそれを解決するということになりました。でも、労働關係法によりますと、あるいはこの法案によりますと、団体交渉の效果は非常に制限されて、議会の議決があるまではストップされるわけです。こういうことが、さつきから言つておりますところの地方公務員であるというわくの中で縛られるから、こういう結果が起つて参りまして、団体交渉自体が骨抜きになつておる。これが一般の会社経営のパスあるいは

私鉄でありますと、団体交渉で成立するのですが、地方公務員というわけにはめる建前でつくりました公営企業労働關係法のわく内で、この団体交渉が骨抜きになって、実際は発効しないというところになっておるわけなので、さういふことから申し上げました矛盾のこれは具体的な現われだと思ふ。こうなつて参りますと、団体交渉が與えられておりまして、これが実際は何にもならない。しかもこの法文によりまして団体交渉の当面の責任者も明白にされておりませんし、これは団体交渉そのものが非常に不明確であり、しかも權威のないものになっておるのです。こういう矛盾は、さつきから言つておりますように、企業自体を私企業的なものにしてながら、やはり労働者を公務員のわく内で縛つて行こう、制限だけは公務員のわくで縛つて行く、実質的な賃金の問題等は営利的な企業の中で決定させて行く。ここに矛盾が現われておると思うのです。しかもこれを最もひどい形で現わしておりますのが罷業権の剝奪なんです。しかもその罷業権はさらに広汎にあいまいにされて、正常なる業務の運営を阻害するとか、あるいは最近現われておりますように定時退庁、あるいは賜暇藝術、こういうものを正常なる運営を阻害するものとして禁止をしようということになつて参りますと、労働者は賃金を要求もできませんし、生活保護の権利も、実質的にはないわけでありまして、こういう問題をどう解決されようとしているのか。これを一つ御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員　先ほど来申し上げておりますように、私どもとしまして

は、公營企業に従事しておる職員もなるほど民間の同種の事業と類似した事業に従事いたしておる点は、そうでありますけれども、やはり地方公務員として住民全体に対して奉仕をするという立場になつておりますので、地方公務員ということにいたしております点につきましては、これが一番適當な法制であるというふうに考えておるのであります。しかしながら、その労働條件の決定につきましては、公務員法の原則の範囲内で、できるだけ民間の企業に近づけた取扱いをして参りたい、こういうことで原案を提出いたしましたのでございまして、御指摘のような懸念もあるいはあるかもしれないのでありますけれども、私どもはこのような法制が現在の段階におきましては、一番適當なものだというふうに考えておるのでございます。

○立花委員 公務員だけが、そこに従事しております労働者だけが、住民全体に奉仕しなければいけない。ところが企業は住民全体に奉仕するものではなくしに営利的な企業である。ここに根本的な矛盾があるのじやないか。企業はちつともこれは全体に奉仕するため経営されていらないのです。企業は独立採算制で、営利追求で、経済性を主体として経営されておる。ところが労働者だけは住民全体に奉仕しなければいぬ、こんな虫のいい規定はないと思う。だからこれは必然的に労働者を束縛し、労働者の自由を剝奪し、労働者を彈圧する法律にならざるを得ないのであります。労働者だけがなぜ住民全体に奉仕する責任があるのか。あなたたちが企業全体を奉仕するものにしてないで、企業全体を営利追求の

私企業において、なぜ労働者だけに住民に奉仕することを強要することができるのか。こんな矛盾はないじやないですか。

○野村(專)委員長代理　ちよつと立花委員、まだ質疑は相当残つておりますか。質疑応答を伺つておりますと、かなり反復しておるような点もございますように、なるべく反復しないように、ひとつ御質疑願います。

○佐久間政府委員　經濟性を主にした

企業の経営をやつておるといふお話でございしますが、これは第三條におきまして「本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならぬ。」といふふうになつておりますので、あくまでも地方公共団体の公共事務として、この地方公営企業法を運営できるように、しかもその運営が合理的にできるようにといふことで、この法律のいろ／＼な規定ができておるのでございまして、経済性と申しますのも、前回以来答弁もありましたが、利潤追求といふ意味ではございせん、本来の目的は公共福祉を増進するといふ目的を追求しながら、その企業の運営の仕方におきまして、できるだけむだを省いた経済的な効率の上る運営をやつて行こう、こういうようなことでございしますので、御指摘のようなことにはならないのではないかと、いふふうにご考へておるのでございます。

○立花委員　質疑を次に進めたいと思いますが、とにかく今の点がこの法律の持つ根本的な矛盾ではないかと思う。それは結局彈圧法になるということを指摘しておきたいのですが、現在国会で審議中の破防法では、参議院の修正点もそうなつて来ておるようです。

○立花委員　こういう重大な問題がわからなければ、これは質疑応答にならない。だから最初に申し上げましたように、この法案は地方公営企業労働関係法と密接不可分のものである、一体として審議されなければいけないということを私ども最初から主張しておる。ところがこの法案は別々に切り離されまして、現在片一方は参議院で審議しておる。衆議院におきましても合同審議はやられなかつたというふうな状態で、ますますわからないのです。が、今お聞きいたしますと、答弁もあ

いてあるじやないですか。こういうことをやつても罰則はないのですか。

○佐久間政府委員 罰則と申しましたのは、刑罰の意味でございます。

○立花委員 労働者にとりましては、そういう刑罰を加えますよりも、首を切られるのが一番恐ろしいので、首を切られると飯が食えないで死んでしまわなければならぬ、そういう重大な規定をしながら、單に形式的な罰則がないで済まされておつては、たいへんである。首を切られるほど恐ろしい罰則は、労働者にはないわけである。労働者にはないわけである。

○藤野政府委員 立花さんからいろいろと御質問が出るようでございますが、今お尋ねの問題は、地方公営企業の労働関係の法律に関係があるのであつて、これは現在参議院でいろいろと検討しておるのであります。その方で十分に御検討をお願いすることにいたしまして、目下皆さんに御審議いただいているところのものには、直接関係がないと考えられるのであります。さようなおとりはかりをお願いできたら幸いと存じます。

立花委員 労働者がストライキをや

当然ストライキが許されなければなら
ないと思います。ましてやこういうあ
いまいな規定が許さるべきではないと
思うのでありますが、たまたま／＼政府が
破防法を出しましたが、教唆扇動を非常
に強調し、これによつて労働者のある
いは全国民の運動を弾圧しようとして
おりますので、この点がまづ同じ
じやないかということ指摘しただけ
なのです。これは現在私どもが審議し
ております地方公営企業法案そのもの
の中から出て来た問題なので、そのい
ふ立場でひとつお客様を預けたら、い

定する、取締りには別にしようという
では、問題には別にしないと思う、そうい
う意味で私は労働関係法を問題にして
おるのであります。しかもそれは非常
にひどいことを含んでおる。さつき申
し上げましたように、争議行為だけで
はなしに、それをそそのかし、あおつ
た者まで首を切つてしまふ。それに対
して労働関係法による救済手段は一切
認めないということがはたして許され
ていいのか、そういうことで地方公営
企業の労働者は、あんじて仕事ができ
ないやうなところから、労働関係

法の救済手段を一体なぜ拒否されるのか、この点を承りたい。

○佐久間政府委員 いろいろ御指摘でございますが、労働関係法の第十一條の規定は、先ほど申し上げましたように、私どもが今度の法案においてつております原則的な立場と申しますか、労働関係につきましましては、現在すでにあります公共企業体労働関係法の建前に準じて考へて参らう、そういうふうな考へ方からいたしまして、御指摘のような条文も労働関係法の条文と同じような考へ方で、それとの権衡を考へまして、ここに置いた次第であります。

○立花委員 この二つの法案が立案される過程におきまして、労働省と自治庁の間に大きな意見の食い違いがある。最初自治庁の方では、やはり一本にして出そうという考へておられ、しかもその際は労働省が今出しておられますようなまづたつたフアンツシヨ的な暴力的な弾圧法規ではなしに、多少は地方公務員のことを考へた法案をお考へになつておつたというように聞いておる。はたして自治庁は労働省の出して参つておられますだいま審議中のああいふいふ法案を、そつくりそのまま賛成されようとしておるのかどうか、この点を伺つておきたい。

○佐久間政府委員 この法案につきましましては、自治庁としても事前に十分相談を受けております。適当な法制であるというふうな考へております。

○立花委員 それではわけのわからないうことで首を切られまして、そうして一切の救済手段を拒否されるということになりますと、一体労働者はどうすればいいか、どうして自分の生命を保

つて行く道を見出せばいいのか、その点を承りたい。

○佐久間政府委員 わけのわからぬこととで首を切られるというお話でございますが、私どもはこの労働関係法第十一條の運用につきましましては、わけのわからぬことで首を切るというふうなことはしないように、期待をいたしておる次第でございます。

○立花委員 わけのわからぬことだといふのは、一方的に首を切るということなんだ。首を切る方ではわけがわからぬのかもしけれども、切られる方ではわけがわからぬ。そういう法文になつておる。だからそれを救済するのには一体どうすればいいかといふと、救済手段は一切拒否しておる。こうなりますとわけがわからない首の切られ方だと言われてもしょうがないでしょう。労働者は納得しない、理由がわからない、しかもそれをどこにも訴えることができない、こうなりますと一体どうなるか。

○佐久間政府委員 先ほど来申し上げておりますように、政府といたしましては、このような公共企業体労働関係法と同じ建前のもので、地方公共企業体に従事する職員につきましてもその労働関係を律して行くことが適當であるという考へで提案いたしておるものであります。

○立花委員 それがわけのわからない原因なんだ。地方公共企業法がどうであるうと、何であるうと、労働者は實際一方的に理事者の手によつて首を切られて、しかもその理由を明かすこともできないし、救済手段も拒否されておるということになりますと、まづたつたこれほどひどいわけのわからない弾

圧法はありません。これは重大な問題だと思ふ。しかもそれに対して最後の手段は行政訴訟ですが、一体これは行政訴訟ができるのかできないのか、この点を聞いておきたい。

○佐久間政府委員 違法でありますれば、行政訴訟はできるわけでありま

す。○立花委員 不当であることがわかつておらなかつた行政訴訟はできるんで、不当であるか不当でないかは、訴訟の結果によらなければわからないと思ひます。不当であるということが明確にわかつておらなければ、行政訴訟ができないんですかどうですか。

○佐久間政府委員 行政訴訟で出訴いたしますことは、違法な行為があつたと考へられますればできます。

○立花委員 だからあればじやなしに、あつたと考へればできることだと思ふ。しかもそれに対して、実は行政訴訟の特例法によりまして、総理大臣がその仮処分を禁止することができ

る。それでこれをおやりになる意思があるのかどうか、こうなりますとまづたつた労働者は首を切られつばなしで、どこへも言つて行けなくて、裁判所へようやく持ち込みまして、裁判所は身分の保全のための仮処分をいたしましても、総理大臣がそれをストップするということになりますと、まづたつた労働者は生きる権利を實質的に奪われるのですが、この点どう考へておるのか、明確にしたいだきたい。

○佐久間政府委員 御指摘の内閣総理大臣の異議の申立てを、このような事犯の場合にいたすという考へは、全然予想いたしておりません。

○立花委員 これは重大な発言なん

で、その点はひとつ次官に確認しておいてもらいたいのですが、こういう場合に裁判所に労働者が訴えまして、それに対して裁判所が仮処分をいたしました場合に、総理大臣はそれに対して異議の申立てをしないという確約が願えるかどうか。

○藤野政府委員 ただいま立花さんから御心配になつておるようなことはないと考へます。

○立花委員 ないと考へますではだめなんだ。ないというのを明白に言つていただきたい。しかしそれを言われ

るならば法文の中に明白にしていた

きたい。○藤野政府委員 さつきどうも答弁が

あいまいだつたので、立花先生から小言をちやうだいしたのですけれども、そういうことはないと申し上げておきます。

○立花委員 絶対にこういう場合には総理大臣の異議申立てはやらないといふことを確約願えるのですか。

○藤野政府委員 今立花さんがお話のうなことは、私たちは法律として予想しておりません。

事実やつておる。やつておることをあなたはやらないと言われるから、はつきりした確約をお願いしたいから再三お願いしておる。しかもそういうことを確約されるならば、法文にはつきりそれをおうたいになる必要があると思ひますが、その点どうなんですか。

○藤野政府委員 さつき答弁したように、そういうふうなことはないと……。

○立花委員 法文上はどうですか。○藤野政府委員 法文上は一般的に書くのであつて、ここに書く必要はないと考へております。

○立花委員 法文上はできる建前になつております。行政訴訟法の特例法でできる建前になつてゐるんだから、あなたはしないと言われるならば、法文上明かにしておかないと、あなたがいくらこでしない／＼と言われても、できる建前になつておるんだが、その点はどうなんですか。あなたが確信をもつてしないと言われるならば、法文上明確にしておかなければ、これはやられるのだから、その点はどうなんですか。ここで言葉の上でこまかしておいて済む問題じやない。これは労働者にとつては死活の問題です。しかも現行法によつては明確にこういふことはできるんだから、それをやらないというならば法律上明確にしておく必要がある。

○奥野政府委員 法律をつくりま

すときには、そのとき／＼の予想される事態を想像しながら條文を書くわけでありま

(1) 第九條第十三号を第十四号とし、第十三号として次のように加える。

地方公営企業法案の一部を次のように修正する。第九條第十三号を十四号とし、十三号としては次のようにここに入れる。「その権限の範囲内において労働協約を結ぶこと。」こういう條項を入れたのであります。これは管理者の権限に属しておりまする範囲で、当然地方公営企業労働関係法の団体交渉の範囲の中において考慮さるべきことであつて、従つて労働協約を結ぶことができますという明文をここに加えまして、地方公営企業労働関係法の七條と

たしにする者は、すべて管理者がこれを任免することができると言うように改めて参つたのであります。従いまして、「管理者の権限に属する事務の執行を補助するものは」、「補助するものは」を「補助する職員は」というようにこれを改めまして、管理者の権限において、すべてを任免するということに改めて参つたのであります。

その次は三十六條のことでありまして。三十六條は、「第十五條の職員のうち」、「これからありますが、最後

を改めたのであります。さらに、三十
七條の三項の「人事委員會を置く地方
公共団体においては、人事委員會は、
職階制の実施に關し管理者に技術的助
言をすることが出来る。」とあります
のを、全文を削除いたして参つたの
であります。この削除いたしましたの
は、地方の公營企業に従事いたしてお
ります諸君は、實際の事務その他と
違ひまして、技術その他が非常に重要
になつて参りまするので、單なる人事
委員會の定めておりますこの職階制

次に、第三十九條でありますが、第三十九條の條文にあります「括弧のつて行きたい」と考えて、この「給與類」を削除したのであります。

中の「第一項第五号及び第八号並びに」と書いてありますのを、「及び第八号並びに」までを削除いたしましたのであります。この項を削除いたしましたものは、地方公務員法の八條八号には、「職員の研修及び勤務成績の評定に関する総合的企画を行うこと。」と書いてありますので、これもやはり先ほどから申し上げておりますように、地方公務員の研修及び成績評定というふうなものについては、事務職員と違ひますので、單に事務的なものでなくて、やはり現場に沿うた成績の評定というふうなことが必要になつて参りますので、こういう公務員法の中の條項を削除いたして参つたのであります。

その次に、三十七條のあとに三十九條の第三項をつけ加えたのであります。が、地方公務員法の第三十九條第三項は、「人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができ、」と規定してございます。現在まで申し上げましたように、三十七條の三項の「人事委員会は、職階制の実施に關し管理者に技術的助言をすることができ、」というところを削除いたしましたので、従つて三十九條の三項の、この人事委員会の任命権者に対する勧告の條文を削除したいと考えておるものであります。その次に、さらに四十條の第二項を加えたのであります。が、四十條の第二項は、やはりこれも地方公務員法であります。が、これには「人事委員会は、勤務成績の評定に関する計画の立案その他勤務成績の評定に關し必要な事項について任命権者に勧告することができ、」と書いてあります。

りますので、これも前段に申し上げました理由で、これを適用しないことにして参つたのであります。さらにその下に、第四十五條の二項から四項までを適用しないということにしたいと思ふのであります。第四十五條の第二項の規定は、「公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に対し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができ、」と規定してあります。が、しかし先ほど申し上げましたように、一応公営企業法の方でこれらが団体交渉の範囲になつておりますので、それらの補償金額の決定その他補償の実施等につきましては、あつて団体交渉にこれを譲りたいと考えておるのであります。

さらに第四十五條第三項は、「前項の請求があつたときは、人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当局に通知しなければならない。」と書いてあります。が、これもやはり、三十七條の人事委員会の一切のこの法案に対する介入を認めないということにいたしましたので、団体交渉の範囲内で労働協約の中で、自主的にきめてもらいたい、こういうふうな考えでござります。第四十五條の第四項でござります。が、これも前段に申し上げました理由で、労働関係に對しますことにつきましては、あつて組合と管理者との間の団体協約によつてこれを行つて行く、そうしてこれは団体交渉によつてきめて行くということにいたしました。平たく申し上げますならば、

地方公務員としての公営企業労働者ではあります。が、私企業とその取扱いを同じようにして行きたい、そうしてこれを公務員のわくの中で律することのないように、できるだけ私企業と同じような労働者の待遇をして行きたいというので、以上申し上げましたようなものに加へることにいたしましたのであります。

以上が大体本法案に對します修正の箇所であり、同時に理由であります。が、何とぞ御審議の上、御賛成を願ひたいと思ふ次第であります。

○河原委員代理 ただいま修正案の趣旨について説明を聴取いたしました。が、この際修正案に對して質疑があれば許します。御質疑はございませつか——御質疑がなければ、質疑は終局いたしました。

これより、原案及び修正案を一括して討論に付します。討論の通告がありましますので、これを許します。立花敏男君。

○立花委員 最初に結論を申し上げます。私どもは原案はもろく反対です。が、修正案に對しては、原案の本質的な欠陥がこの修正案だけでは、絶対に除かれぬという建前から、反対をいたしたいと思ひます。

さいせんから問題になつております。だういふ、この法案がこれとまつたぐ一体不可分であるところの地方公営企業労働関係法と分離して審議されたという事です。この法案は御承知のように、地方公営企業の性格、公共事業の性格を払拭いたしまして、まつたく私企業的な営利的な形態にすることを規定している法案であります。その企業のわく内における労働者に對しましては、依然として地方公務員としてのあらゆる規制を行い、地方公営企業労働関係法におきましては、非常に峻烈と申しますか、まつたくファシヨ的な取締の規制をやつておりますので、私もこの法案をばらばらに審議することに對しましては、反対せざるを得ないわけなんです。が、こういう企業形態をとりまして、必然的に労働者が賃金の問題に對しまして、非常に大きな圧迫を受け、賃金を闘ひとりまします。生活を守りますために、どうしても大きな闘争をやらなければならぬのです。が、これに對してストライキを禁止し、あるいはいさなな団体交渉を制限いたしまして、不当に労働者の圧迫を強化しようというやり方は、これは許すことができないと思ひます。これは許すことができないと思ひます。しかし私どもが指摘したいと思ひます。しかも、目下日本の全労働者の集中攻撃にあつておりますところの労働三法の改悪、この中にこの地方公営企業労働関係法を入れまして、うして労働者の関心が労働基準法の改悪、あるいは労働法の改悪に集中しておりますことを利用いたしまして、この地方公営企業労働関係法の通過が、謀略的にやられようとしておる。政府のかかる謀略的な法案審議に對しましては、この際強く糾弾せざるを得ないというところを、最初に明白にしておきたいと思ひます。

それから法案の内容であります。この法案は一言に申しますと、公営企業の本質をなくしまして私企業的な経営にする。言いかえしましたら、材料金で事業経費を全部まかなつて行くという建前をとるための法案なんです。こういうことを企てました政府の

地方行政委員会議錄第六十九号 昭和二十七年六月十四日

第六十九号 昭和二十七年六月十四日

10

100

